

育児用品購入費助成事業

◆趣旨

子育て支援の推進と、市内経済の活性化を図るため、吉野川市内の取扱店で購入した育児用品購入費の一部を助成します。

◆助成対象者等

○購入時と申請時に子どもと保護者が、吉野川市内に住所を有している方。
※市税の滞納があると、助成できないことがあります。

◆助成対象用品

吉野川市内の取扱店で購入した・・・

- 授乳用品 粉ミルク・液体ミルク・搾乳器
哺乳瓶（乳首のみも含む）・哺乳瓶専用の消毒用品
- おむつ用品等 おむつ・清拭用品（手口ふき、おしりふき、洗浄綿など）
- おでかけ用品 ベビーカー・チャイルドシート
- その他 ベビーベッド・乳児用布団

※洗剤、衣服、離乳食、お昼寝布団、ジュニアシートは、**対象外**です。
保護者、児童の兄弟・姉妹など、対象児童以外に使用するものも**対象外**です。



◆助成額

○乳児（1歳未満） 25,000円以内

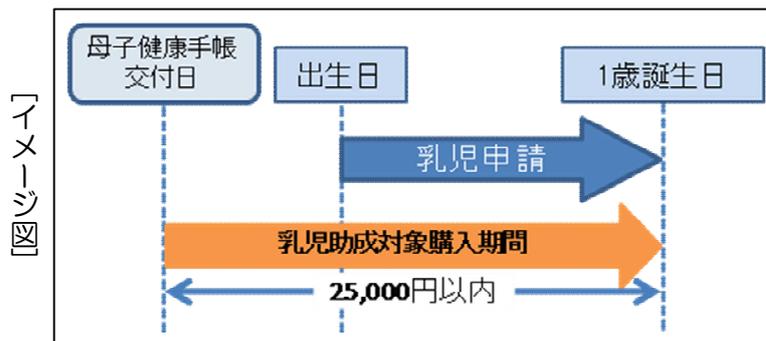
※購入額の100円未満は切り捨てます。

申請額が25,000円に満たない場合は、最大2回まで分けて申請可能です。

◆申請期限

○乳児 出生から1歳の誕生日の前日まで

※吉野川市外に転出される場合は、転出の前日までにご申請ください。



◆申請に必要な書類等

- 補助金等申請書、補助金等請求書、印鑑（スタンプ印不可）
- 申請者名義の振込口座預金通帳（郵送の場合はコピー）
- 購入した店舗名・日付・育児用品が確認できるレシートまたは領収書
- 母子健康手帳（出生前に育児用品を購入した方のみ）



◆申請場所

吉野川市子育て支援課（郵送可）、各支所



◆問い合わせ

吉野川市 子育て支援課

電話 0883-22-2266 FAX 0883-22-2245
E-MAIL kosodate@yoshinogawa.i-tokushima.jp